

厚生労働省が 2012 年 11 月 14 日に発表した 2012 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況で、企業の実雇用率が 1.69%と前年から 0.04 ポイント上昇したことが分かった。雇用された障害者は 38 万 2,363 人で、前年より 4.4%増加。いずれも過去最高という。

ただ、法定雇用率 1.8%を達成した企業の割合は 46.8%。前年より 1.5 ポイント上昇したが、依然、未達成状況は続いている。

集計結果によると、雇用されているのは身体障害者 29 万 1,013 人（前年比 2.3%増）、知的障害者 7 万 4,743 人（同 8.7%増）、精神障害者 1 万 6,607 人（同 27.5%増）で、精神障害の増加傾向がみられた。

産業別に見て実雇用率が法定より高いのは、医療・福祉（1.98%）、生活関連サービス業・娯楽業（1.94%）、電気・ガス・熱供給・水道業（1.87%）、製造業（1.81%）の 4 つだ。

また企業の規模別に見ると、1,000 人以上規模の

企業が 1.90%、500～1,000 人未満で 1.70%なのに対して、300～500 人未満は 1.63%、100～300 人未満は 1.44%、56～100 人未満では 1.39%だった。

障害者雇用促進法は、事業主に一定の障害者雇用を義務付け、障害者の就労意欲が高まり企業側も社会的責任として積極的に雇用しているとして、来年 4 月から法定雇用率を 2.0%に引き上げることが決まっている。

また、現在の義務雇用の対象は身体・知的障害者で、精神障害者については実雇用率に算定されるだけだが、新たに義務化してはどうかとの案が厚労省の審議会で検討中だ。

今回の集計結果で公的機関の実雇用率は、国が 2.31%、都道府県が 2.43%、市町村が 2.25%。教育委員会は 1.88%だった。

（福祉新聞・第 2600 号 2012 年 11 月 26 日）